

2005年10月17日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

工事請負契約、委託契約(調査、測量、設計及び設計工事に係るものに限る。)及び物件購入契約の執行に係るコンピュータ処理について(答申)

2005年10月6日付けで諮問(第161号)された工事請負契約、委託契約(調査、測量、設計及び設計工事に係るものに限る。)及び物件購入契約の執行に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、電子入札システム等の行政手続のオンライン化を推進し、神奈川県及び県内34市町村と電子自治体共同運営事業を進めているところである。

電子自治体共同運営事業における電子入札システムの利用については、2005年3月9日付けでコンピュータ処理に係る事案として藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、同年の3月16日付けで承認を得たものである。

今回の電子入札システムによる入札執行に際し、公募型入札における入札参加申請書の配置予定技術者調書の確認行為及び落札決定後の請負業者から提出される現場代理人等の個人情報の取扱いに係る業務は、新たなコンピュータ処理の業務として諮問をするものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

① 取り扱う個人情報

各自治体ごとにデータベースに格納・管理される業者の申請書等の情報のうち、建設業法第19条の2の規定により落札業者に義務づけられる現場代理人の氏名、住所、生年月日及び同法第26条の規定による配置技術者の住所、氏名、生年月日、技術者番号が電子入札システムで取り扱う個人情報が対象となる。

② コンピュータ処理をする必要性

ア 公共工事施工については、建設業法第19条の2の規定に基づき現場代理人の選任、同法第26条の規定に基づき監理技術者又は主任技術者を現場によっては専任で配置することとなっている。

イ これらの技術者等の重複配置を防止する必要がある、そのため電子入札システムのデータベースに登録されている各自治体の技術者等配置情報を参照し確認する必要がある。

そこで、落札決定後配置技術者等が決定した際に、自治体ごとに技術者等の情報を当該システムのデータベースに登録することにより、自治体相互に決定した技術者等の情報を参照し、重複配置を防止するものである。

ウ 落札決定後の技術者等の情報をデータベースに登録し、各自治体相互において情報提供すること及び当該情報を各自治体相互で参照できることとするに当たっては、申請時に現場代理人及び監理技術者又は主任技術者本人から同意を得るものである。

エ 次に、今回共同運営により管理されるデータベースには、神奈川県と各市町村との協定に基づき、神奈川県が(財)日本建設情報センター(JACIC)との間で契約を締結し、JACICが管理する公共機関等が発注した公共工事に関する情報提供サービス(CORINS)の業者情報が収集されたうえで、保管される。

オ JACICからの公共工事に関する情報提供サービス(CORINS)は、公共工事に関する業者の受注情報を公共機関等へ情報提供することを目的とし、その情報の中には技術者等に関する情報も含まれている。

カ JACICからの公共工事に関する情報提供サービス(CORINS)は、電子入札システムから各自治体において参照することが可能であるが、提供される情報が各自治体の申請期間によって異なるため、一括して確認することができない。

キ そのため、各自治体ごとに落札決定後技術者等の情報を電子入札システムのデータベースに登録し、自治体相互において当該情報を参照することにより、入札事務における技術者等の重複確認を迅速かつ的確に実施す

ることが可能となることから、コンピュータ処理をする必要がある。

③ 電子入札システムの概要

電子入札システムはコアシステムを採用し、指名競争入札参加資格登録、入札公告、入札参加、入開札及び入札結果等の事務処理及びこれらの事務に係る情報を公表するものである。事業者の利用に際しては、利用者規約に同意をしたうえで利用者登録を行うことにより、利用者IDが交付され、利用者が指定したパスワードとあわせログインすることにより、システムの利用が可能となるものである。

(3) システムの安全対策について

本システムの安全対策については、2005年3月に当審議会に諮問した内容と変更はないが、具体的には以下のとおりである。

① ネットワーク

電子入札システムの、利用者側からの通信ではファイアウォール等によりセキュリティを確保し、インターネット通信はSSLを利用し暗号化を図り、外部への情報漏えいを防止している。

自治体職員は専用回線である総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、システムへのログインはファイアウォールにより、また通信については暗号化により防止策が図られている。総合行政ネットワーク(LGWAN)と庁内情報系ネットワークとの接続については、ファイアウォールによるセキュリティ管理が行われている。

② 共同運営センター

共同運営センターの施設要件として、ICカード及び生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムを構築し、厳格な入退室管理を行っている。

③ 管理基準等

「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、管理基準に基づく運用を図るとともに、電子入札等の各システムにおいては、個別の基準を策定し適正な運用を図っている。

④ 外部委託

各自治体が共同運営センター及びシステムを運用する事業者と、それぞれ個別の条例等の規定を遵守する旨等の契約書を締結し、個人情報の適正な管理について指導監督を行っている。

(4) 実施時期について

電子入札システムは、2005年10月からの運用開始の予定であるが、本市では登録業者の確認期間を2006年4月1日から2007年3月31日と定め、技術者情報等の参照確認及び情報の提供については、2006年

4月から実施を予定したい。

なお、電子入札システムの試行(模擬入札執行事務)は、2006年1月以降を予定したい。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

建設業法第19条の2及び同法第26条に基づき、公共工事における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者等の重複配置を防止する必要から、電子入札システムを利用することによって、実施機関が迅速かつ的確に技術者等の重複登録の事実を確認し把握することが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、ネットワーク機器及び共同運営センター施設の管理について厳重なセキュリティ対策を講じるとともに、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、個別の実施基準を定め処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上